

議案第 89 号

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

出産育児一時金の額を改定するため、条例を改正する必要がある  
ので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和 40 年条例第 2 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 10 条第 1 項ただし書中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」  
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）か  
ら施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 10 条第 1 項の規定は、施行日以後

の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条から第9条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する場合に該当しないときは、<u>40万8千円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>第11条及び第11条の2 略</p> <p>第5章から第8章 略</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p>(<u>適用区分</u>)</p> <p><u>2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条から第9条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する場合に該当しないときは、<u>40万4千円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>第11条及び第11条の2 略</p> <p>第5章から第8章 略</p>